# 第1部 概 況

# 第1章 労働争議の調整

# 第1節 労働争議の調整の概況

#### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和5年中に取り扱った労働争議調整事件は75件で、このうち 前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が59件であった (資料<統計表>第1表)。

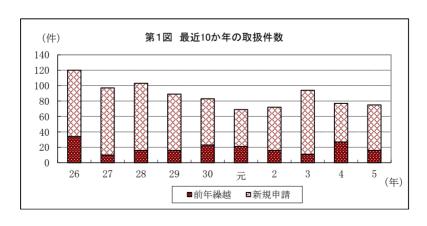
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は2件減少し、新規係属件数は9件増加した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は令和元年まで減少傾向に あったところ、2年から増加に転じたが、4年は再び減少し、5 年は前年と同水準であった(第1図)。

なお、令和5年の新規係属事件59件のうち合同労組関係事件は 49件で、83.1%を占めている。



#### 2 新規係属状況

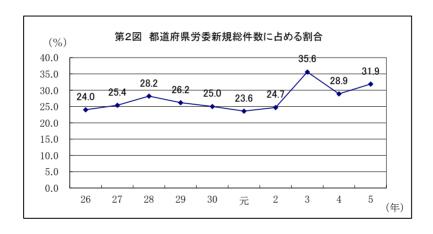
#### (1) 調整区分別の状況

令和5年の新規係属件数59件はすべてあっせん事件であり、仲 裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和5年の全国都道府県労委の新規総件数は185件で、前年より 12件増加している。

当委員会に係属した新規件数59件を全国比でみると31.9%で、 前年(28.9%)より増加した(第2図、資料<統計表>第2表)。



#### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が49件(構成比(以下同じ)83.1%)と多く、「使用者申請」は10件(16.9%)、「労使双方申請」は0件であった(資料<統計表>第4表)。

# (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは44件(74.6%)、加盟していないものは15件(25.4%)である(資料<統計表>第5表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統 別にみると、連合系15件(34.1%)、全労連系18件(40.9%)、 全労協を含むその他11件(25.0%)であった(資料<統計表> 第6表)。

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が37件(62.7%)で、このうち49人以下の企業に係るものは21件(35.6%)である(資料<統計表>第9表)。

## (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が11件 (18.6%) で最も多く、 以下「教育・学習支援業」が9件 (15.3%) と続いている (資料 <統計表>第11表)。

#### (7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が35件で最も多く、次いで「解雇」が28件、「その他の労働条件」が10件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が16件で最も多くなっている(資料<統計表>第14表)。

#### (8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が39件 (66.1%)、「公・労・使委員三者構成」が20件(33.9%)となっ ており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表 >第15表)。

#### 3 終結状況

## (1) 終結件数・終結率

令和5年の取扱件数75件のうち、59件が終結した。終結率は 78.7%で、前年より0.5ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」22件、「取下」5件、「打切」32件 となっている(資料<統計表>第1表)。

#### (3) 解決率

解決率は40.7%で、前年より17.5ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

## (4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した22件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」21件となっている(資料<統計表>第17表)。

#### (5) 申請取下の理由

取下5件のうち、「調整拒否」が4件(80.0%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

#### (6) 調整打切の理由

打切32件については、「調整拒否」が17件(53.1%)、「当事者主 張固持・歩みより困難」が15件(46.9%)となっている(資料<統計表>第19表)。

#### (7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分 布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

- (ア) 解決事件 最短は13日で、最長は483日であった。
- (イ) 取下事件 最短は15日で、最長は191日であった。
- (ウ) 打切事件 最短は2日で、最長は296日であった。
- ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は84.3日で、前年 より28.8日短くなった(資料<統計表>第16表)。

第 1 表 終結事件所要日数区分分布

終結 区分	総 数	解決	取 下	打切	不調	裁定
総 数	59	22	5	32	-	-
9日以内	8	_	_	8	-	_
10日~19日	6	2	1	3	-	_
20日~29日	5	1	2	2	-	_
30日~59日	9	3	1	5	_	_
60日~89日	11	4	_	7	-	_
90日~179日	13	9	_	4	-	_
180日以上	7	3	1	3	_	_

# 第2節 争議実情調査

## (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和5年の取扱件数は119件で、そのうち前年からの繰越件数は33件、新規調査開始事件は86件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

# (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は12件増加し、新規調査開始件数は10件 増加した(資料<統計表>第20表)。

# (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件86件を業種別にみると、「医療業」が67件、「廃棄物処理業」が15件、「運輸・通信業」が3件となっている(資料 <統計表>第21表)。

#### (4) 終結状況

取扱件数119件のうち、87件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった(資料<統計表>第20表)。